

(第7章) 事務局規定

第6条 公益法人鹿児島県臨床工学技士会の事務局（以下、『事務局』という）に関する事項は、定款によるもののほか、この規定の定めるところによる。

第7条 事務局は次の各号の事務を掌握する。

- (1) 定款・諸規定に関する事
- (2) 会務の報告に関する事
- (3) 文書の受理、発行に関する事
- (4) 会議並びに議事録に関する事
- (5) 会員の登録に関する事
- (6) 事務所の管理に関する事
- (7) 職員人事に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認め、理事会が承認したこと

第8条 事務局長は、事務局活動を理事会に適時報告し、承認を得るものとする。

(附則)

1. この規定は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。
2. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する